

さいたま市立三橋中学校部活動育成会会則

第1条（名称）さいたま市立三橋中学校部活動育成会（以下「本会」という。）と称し、事務局をさいたま市立三橋中学校PTAにおく。

第2条（目的）本会は、三橋中学校の教育活動に協力し、生徒が部活動を通して趣味・特技を伸長させ、集団生活の中で望ましい人格を形成することを目的とする。

2 目的達成のために次の活動を行う。

（1）運営計画の立案

（2）各部活動指導者及びコーチの委嘱

（3）各部活動運営費の補助

（4）各種大会への生徒派遣

（5）その他、本会の目的を達成するために必要な活動

3 前項の活動は、学校と協議して決定する。

第3条（会員）

本会の会員は、部活動加入の生徒（以下「生徒」という。）の保護者とする。

第4条（役員）

本会に次の役員をおく。

（1）会長 1名（PTA会長兼務）

（2）副会長 2名

（3）会計 2名（1名は教職員）

（4）幹事 1名（教職員）

2 役員任期は、定期総会で承認された日から次期定期総会開催日までとし、再任は妨げない。なお、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員任務を次のように定める。

（1）会長は、本会を統括し、代表となる。

（2）副会長は、会長を補佐し、会長不在時は代行を務める。

（3）会計は、会計事務にあたる。

（4）幹事は、庶務全般の事務にあたる。

第5条（会議）

本会の会議は、役員会及びに部長会とする。

2 役員会及び部長会は会長が招集し、本会の運営について協議する。

第6条（各部活動）

本会に運動部及び文化部をおく。運動部及び文化部におく部は実施細則に定める。

2 各部活動の指導者及びコーチは、学校長より任命を受けた者を本会が委嘱する。委嘱の期間は1年とし、再任は妨げない。

3 各部活動の運営は、本会の趣旨に則り各部活動指導者と相談して行う。部活動の実施運営に必要な事項については、実施細則に定める。

第7条（会計）

本会の会費は、生徒一人につき年額3,600円とし、一括納入とする。

- 2 運動部は埼玉県中学校体育連盟個人負担金100円を納入する。
- 3 その他、必要に応じて各部活動毎に部費を徴収することができる。
- 4 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 5 会計は、原則として会計年度末に監査を受けるものとする。

第8条（事故）生徒の事故の補償等については、日本スポーツ振興センター及び会員によるものとする。

第9条（個人情報の取扱）本会における個人情報の取扱については、「三橋中学校部活動育成会個人情報取扱規則」を別表第1の通り定める。

附則

この会則は、令和2年7月9日より実施する。

令和3年4月1日 一部改正 同日施行